

給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書の記載要領等

1 この届出書は、給与等の支払事務を取り扱う事務所等（以下「給与支払事務所等」といいます。）を開設、移転又は廃止した日から1か月以内にその給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長（移転の場合には、移転前の事務所等の所在地の所轄税務署長）に提出してください。

2 各欄は、次により記載してください。

(1) 「届出内容」の「届出書種別」欄に、該当する届出区分の数字を記載してください。

(2) 「事務所開設者」の各欄には、届出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地（外国法人の場合には国外の本店所在地）、氏名又は名称、個人番号又は法人番号及び法人の場合は代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

(3) 「給与支払を開始する年月日」欄は、給与支払事務所等を開設した月中に給与の支払が開始されない場合に、給与の支払を開始した日（又は開始予定日）を記載してください。

(4) 「届出の内容及び理由」欄は、該当する区分の数字を記載してください。

給与支払事務所等の名称の変更など届出事項に異動があった場合は、「その他の内容」欄に異動した届出事項を記入し、「給与支払事務所等について」欄に異動の内容を記載してください。

(5) 「給与支払事務所等について」の各欄には、届出の内容及び理由に基づき所要の事項を記載してください。

(注) 給与支払事務所等の移転があった場合、移転前の支払に係る源泉所得税の納税地は、この届出書に記載された移転後の給与支払事務所等の所在地とされます。

そのため、法人の合併又は分割の場合は、被合併法人又は分割法人の源泉所得税の納税地は、合併法人又は分割承継法人の給与支払事務所等（本店又は支店等）の所在地に引き継がれることになります。

また、支店等の給与支払事務所等は、事務所開設者が廃業又は清算終了しない限り廃止したことにはならないため、支店等を閉鎖した場合のその納税地は、他の給与支払事務所等（本店又は他の支店等）の所在地に引き継がれることになります。

【既存の給与支払事務所等への引継ぎをする場合の理由別の記載事項】

引継理由	引継ぎをする前の給与支払事務所等	引継先の給与支払事務所等
法人の合併	被合併法人（被合併法人の本店及び支店等）	合併法人の本店又は支店等
法人の分割	分割法人（分割法人の本店及び支店等）	分割承継法人の本店又は支店等
支店等の閉鎖	閉鎖される支店等	閉鎖される支店等の給与支払事務を引き継ぐ本店又は他の支店等

(6) 「その他参考事項」欄は、法人成りにより個人の事業を廃止した場合のその廃止した事業に係る事業主、納税地、整理番号、外国法人である場合の国内における主たる事務所、外国法人の国外の本店が清算終了した場合のその旨及び清算終了年月日など、参考となる事項を記載してください。

(7) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(8) 「税務署整理欄」は、記載しないでください。

3 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、この届出書を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の氏名又は法人の名称のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。